

		法を記載した書面
銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更	<p>一 新たに他の法人の常務に従事することとなった場合</p> <p>イ 当該他の法人の商号又は名称</p> <p>ロ 主たる営業所等の所在地</p> <p>ハ 業務の種類</p> <p>ニ 銀行代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなった役員の氏名</p> <p>ホ 変更年月日</p> <p>二 他の法人の常務に従事しないこととなった場合</p>	理由書

	<p>イ 当該他の法人の商号又は名称</p> <p>ロ 当該他の法人の主たる営業所等の所在地</p> <p>ハ 銀行代理業者が法人である場合は、当該他の法人の常務に從事しないこととなつた役員の名</p> <p>三 現在常務に從事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があつた場合には、当該変更の内容</p>	
--	---	--

<p>銀行代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更</p>	<p>四 変更年月日</p> <p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地</p> <p>三 当該法人等又は当該法人等の子法人等の代表者の氏名</p> <p>四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容</p> <p>五 変更年月日</p>	<p>理由書</p>
<p>銀行代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人</p>	<p>一 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法</p>	<p>理由書</p>

銀行代理業者である法人の役員	<p>等若しくは当該親法人等の子法人等の変更</p>
一 新たに事業を営む場合には、	<p>人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地</p> <p>三 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の代表者の氏名</p> <p>四 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の業務の内容</p> <p>五 変更年月日</p>
理由書	

<p>が営んでいる事業の変更</p>	<p>銀行代理業の業務の内容及び方法の変更</p>
<p>当該事業の種類</p> <p>二 事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類</p> <p>三 事業の内容を変更した場合に は、当該変更の内容</p> <p>四 変更年月日</p>	<p>一 変更の内容</p> <p>二 変更年月日</p>
	<p>一 理由書</p> <p>二 変更後の銀行代理業の業務の内容及び方法を記載した書類</p> <p>三 銀行代理業の業務の内容及び方法を記載した書類の変更箇所の新旧対照表</p>



別表第三（第三十四条の六十一関係）

届出事項	記載事項	添付書類
銀行代理業を廃止したとき	廃業年月日	<p>一 理由書</p> <p>二 法人であるときは、銀行代理業を廃止することを決定した株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録</p> <p>三 廃業までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>四 廃業後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>

<p>銀行代理業の全部の譲渡をしたとき</p>	<p>分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき</p>
<p>一 譲渡先の商号又は名称 二 譲渡年月日</p>	<p>一 承継先の商号 二 分割年月日</p>
<p>一 理由書 二 譲渡契約書</p>	<p>一 理由書 二 分割契約書 三 承継会社の登記事項証明書 (これに準ずるものを含む。) 四 銀行代理業の全部の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この表において同じ。)の議事録 五 分割の手続を記載した書面</p>



	<p>銀行代理業である個人が死亡したとき</p>
	<p>死亡年月日</p>
<p>三 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）</p> <p>四 銀行代理業の全部の譲渡をすることを決定した株主総会又は取締役会の議事録</p> <p>五 営業譲渡の手続を記載した書面</p>	<p>一 当該銀行代理業者である個人の除籍簿の謄本</p> <p>二 銀行代理業者である個人が死亡した後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い</p>

		等を含む。)
銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 合併の相手方の商号又は名称</li> <li>二 合併年月日</li> <li>三 合併の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 理由書</li> <li>二 合併契約書</li> <li>三 法人の登記事項証明書</li> <li>四 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録</li> <li>五 合併の手続を記載した書面</li> </ul>
銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 破産手続開始の申立てを行つた年月日</li> <li>二 破産手続開始の決定を受けた年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面</li> <li>二 破産手続開始の決定後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</li> </ul>
銀行代理業者である法人が合併	解散年月日	一 理由書

<p>及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p>		<p>二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p> <p>三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>
----------------------------------	--	--

別紙様式第一号目次第一の2を次のように改める。

## 2 営業所等の増減

別紙様式第一号第一の2を次のように改める。

## 2 営業所等の増減

区分	前期末	当中間期末	増減(△)
本店			
出張所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区分	前期末	当中間期末	増減(△)
銀行代理業者			

銀行代理業を営む 営業所又は事務所			
----------------------	--	--	--

別紙様式第一号の二目次第一の2を次のように改める。

2 営業所等の増減

別紙様式第一号の二第一の2を次のように改める。

2 営業所等の増減

区分	前期末	当中間期末	増減(△)
本支店			
出張所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

別紙様式第二号目次第1中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 営業所等の増減

別紙様式第二号第1中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
支 店			
出 張 所			

計			
---	--	--	--

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
銀行代理業者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

別紙様式第二号の二目次第1中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 営業所等の増減

別紙様式第二号の二第1中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

別紙様式第三号目次第1の2を次のように改める。



2 営業所等の増減

別紙様式第三号第一の2を次のように改める。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
本 支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
銀行代理業者			

銀行代理業を営む			
営業所又は事務所			

別紙様式第三号の二目次第1の2を次のように改める。

2 営業所等の増減

別紙様式第三号の二第1の2を次のように改める。

2 営業所等の増減

区分	前期末	当期末	増減(△)
本支店			
出張所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
銀行代理業者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

別紙様式第四号目次第1中9を10とし、2から8までを3から9までとし、1の次に次のように加える。

2 営業所等の増減

別紙様式第四号第1中9を10とし、2から8までを3から9までとし、1の次に次のように加える。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
支 店			

出張所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区分	前期末	当期末	増減(△)
銀行代理業者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

別紙様式第四号の二目次第一中10を11とし、2から9までを3から10までとし、1の次に次のように加える。

## 2 営業所等の増減

別紙様式第四号の二第一中10を11とし、2から9までを3から10までとし、1の次に次のように加える。

## 2 営業所等の増減

区分	前期末	当期末	増減(△)
支店			
出張所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区分	前期末	当期末	増減(△)
銀行代理業者			
銀行代理業を営む			

営業所又は事務所			
----------	--	--	--

別紙様式第六号の二を別紙様式第六号の四とし、別紙様式第六号を別紙様式第六号の三とし、別紙様式第五号の二の次に別紙様式第六号及び別紙様式第六号の二として次の二様式を加える。

第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所  
株式会社 銀行  
代表取締役又は代表執行役 氏 名

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円又は億円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金		預 渡 性 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 為 替 債		社 債	
外 国 為 替 債		新 株 予 約 権 付 社 債	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 込 金		退 職 給 付 引 当 金	
	△	特 別 法 上 の 引 当 金	
		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		（ 資 本 の 部 ）	
		資 本	
		新 株 式 払 込 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		中 間 純 利 益	
		（ 又 は 中 間 純 損 失 ）	
		土 地 再 評 価 差 額 金	

		株式等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計	△
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

(4) 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)

(5) 動産不動産の減価償却累計額

(6) 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額

(7) 資産が担保に供されているときは、その内容

(8) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。



中間損益計算書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
中 間 純 利 益	
(又は中間純損失)	
前 期 繰 越 利 益	
(又は前期繰越損失)	
・ ・ ・ 積 立 金 取 崩 額	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
中 間 配 当 額	
利 益 準 備 金 積 立 額	
中 間 未 処 分 利 益	
(又は中間未処理損失)	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 2 1株当たりの中間純利益又は中間純損失の額を銭単位で記載すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所  
株式会社 銀行  
代表取締役又は代表執行役 氏 名

中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金		預 渡 性 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		コ ー ル マ ネ ー	
買 現 先 勘 定		売 現 先 勘 定	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 手 形		売 渡 手 形	
買 入 金 銭 債 権		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用	
有 価 証 券		外 国 為 替 債	
貸 出 為 替 産 産		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		社 債	
動 産 不 動 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 負 債	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 当		役 員 賞 与 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	退 職 給 付 引 当 金	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾 計	
		支 債 の 部 合 計	
		( 資 本 の 部 )	
		資 本	
		新 株 式 払 込 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		利 中 間 純 利	

		(又は中間純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計	△
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

(4) 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)

(5) 動産不動産の減価償却累計額

(6) 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額

(7) 資産が担保に供されているときは、その内容

(8) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
中 間 純 利 益	
(又は中間純損失)	
中 間 繰 越 利 益	
(又は中間繰越損失)	
・ ・ ・ 積 立 金 取 崩 額	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
中 間 配 当 額	
利 益 準 備 金 積 立 額	
中 間 未 処 分 利 益	
(又は中間未処理損失)	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 2 1株当たりの中間純利益又は中間純損失の額を銭単位で記載すること。

- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第七号の二を別紙様式第七号の四とし、別紙様式第七号を別紙様式第七号の三とし、別紙様式第六号の四の次に次の二様式を加える。

第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所  
銀行 支店  
代 表 者 氏 名

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金		預 渡 性 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		コ ー ル マ ネ ー	
買 現 先 勘 定		売 現 先 勘 定	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 手 形		売 渡 手 形	
買 入 金 銭 債 権		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
商 品 有 価 証 券		借 用 金	
金 銭 の 信 託		外 国 為 替	
有 価 証 券		短 期 社 債	
貸 出 為 替 産 産		そ の 他 負 債	
外 国 為 替 産 産		賞 与 引 当 金	
そ の 他 資 動 産		退 職 給 付 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
支 払 承 諾 見 込 金		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
貸 倒 引 店 勘 定	△	証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾 定 小 計	
		本 支 店 勘 定 小 計	
		利益準備金及び中間未処分利益	
		（又は中間未処理損失）	
		評 価 差 額 金	
合 計		合 計	

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
- なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
- (3) 動産不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額
  - (4) 資産が担保に供されているときは、その内容
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。



中間損益計算書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
資金運用収益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役務取引等収益	
その他の業務収益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
(うち預金利息)	
役務取引等費用	
その他の業務経常費用	
その他の経常費用	
経常利益	
(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税引前中間純利益	
(又は税引前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
中間純利益	
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

## 第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所  
銀行 支店  
代 表 者 氏 名

中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金		預 讓 渡 性 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		コ ー ル マ ネ ー	
買 現 先 勘 定 金		売 現 先 勘 定 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 手 形 権 産 託 券		売 渡 手 形 権 産 託 券	
買 入 金 銭 債 権 産 託 券		コ マ ー シ ョ ン 紙 債 権 産 託 券	
特 定 取 引 資 金 の 信 託 券		特 定 取 引 負 債 金	
有 価 証 書 金 替 産 産		借 用 為 替 債 債 金	
外 国 為 他 資 産 産 産		外 国 期 社 他 負 債 債 金	
そ の 他 不 動 産 産 産		そ の 他 引 当 金	
動 産 延 税 金 資 産 産 産		賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 当 勘 定 金	△	退 職 給 付 引 当 金	
貸 本 倒 支 店 勘 定 金		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		繰 延 税 金 負 債 債 諾 定	
		支 払 承 勘 定 金	
		小 計	
		利 益 準 備 金 及 び 中 間 未 処 分 利 益	
		( 又 は 中 間 未 処 理 損 失 )	
		評 価 差 額 金	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
- なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
- (3) 動産不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額
  - (4) 資産が担保に供されているときは、その内容
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書

年	月	日から
年	月	日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
資金運用収益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他の業務収益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
(うち預金利息)	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他の業務費用	
その他の経常費用	
経常利益	
(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税引前中間純利益	
(又は税引前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
中間純利益	
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第八号を別紙様式第八号の二とし、別紙様式第七号の四の次に次の一様式を加える。

第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所  
株式会社 銀行  
代表取締役又は代表執行役 氏 名

中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円又は億円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金		預 譲 渡 性 預 金	
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形		コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	
買 現 先 勘 定		売 現 先 勘 定	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債	
商 品 有 価 証 券		借 用	
金 銭 の 信 託		外 国 為 替 債	
有 価 証 券		短 期 社 債	
貸 出 為 替 債		社 債	
外 国 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
そ の 他 不 動 産		そ の 他 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		員 賞 与 引 当 金	
連 結 調 整 勘 定		退 職 給 付 引 当 金	
支 払 承 諾 見 込 金		特 別 法 上 の 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	繰 延 税 金 負 債	
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
		連 結 調 整 勘 定	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		（ 少 数 株 主 持 分 ）	
		（ 少 数 株 主 持 分 ）	
		（ 資 本 の 部 ）	
		資 本	
		新 株 式 払 込 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		土 地 再 評 価 差 額	
		株 式 替 換 算 評 価 差 額	
		為 替 換 算 評 価 差 額	

	自己株式払込金 自己株式 資本の部合計	△
資産の部合計	負債、少数株主持分及び 資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

(4) 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）

(5) 動産不動産の減価償却累計額

(6) 1株当たりの純資産額

(7) 資産が担保に供されているときは、その内容

2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間連結損益計算書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経常収益	
資金運用収益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他の業務収益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
(うち預金利息)	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他の業務費用	
営業経費用	
その他の経常費用	
経常利益	
(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純利益	
(又は税金等調整前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
少数株主利益	
(又は少数株主損失)	
中間純利益	
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。



別紙様式第九号2(4)中「(4) 店舗所の状況」を「(4) 店舗所兼事務所の状況」に改め、同様式2(4)銀行の状況について記載する場合イ記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

- 1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。
- 3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。

別紙様式第九号2(4)銀行の状況について記載する場合ロ記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

- 1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
- 2 駐在員事務所については、欄外に注記すること。

別紙様式第九号2(4)銀行の状況について記載する場合ロの次に次のように加える。

ハ 銀行代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末
---------	---------

--	--

ニ 当年度新規銀行代理業者

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた銀行代理業者について記載すること。

ホ 銀行代理業を営む営業所数又は事務所数の推移

	当年度末	前年度末

合	計	

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

別紙様式第九号2(4)企業集団の状況について記載する場合記載上の注意2を次のように改める。

- 2 銀行業の記載にあたっては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代理業を営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。

なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書きで記載すること。

別紙様式第九号の二2(4)中「(4) 営業所の状況」を「(4) 営業所等の状況」に改め、同様式2(4)銀行の状況について記載する場合イ記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

- 1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。
- 3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。

別紙様式第九号の二(4)銀行の状況について記載する場合ロ記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

- 1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
- 2 駐在員事務所については、欄外に注記すること。

別紙様式第九号の二(4)銀行の状況について記載する場合ロの次に次のように加える。

ハ 銀行代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

二 当年度新規銀行代理業者

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた銀行代理業者について記載すること。

ホ 銀行代理業を営む営業所数又は事務所数の推移

	当年度末	前年度末

合	計	

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

別紙様式第九号の二(4)企業集団の状況について記載する場合記載上の注意2を次のように改める。

- 2 銀行業の記載にあたっては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代理業を営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。

なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。

別紙様式第十三号を別紙様式第十三号の二とし、別紙様式第十二号の次に次の一様式を加える。

第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所

銀 行 持 株 会 社 名

代 表 取 締 役 又 は 代 表 執 行 役 氏 名

中 間 連 結 貸 借 対 照 表 ( 年 月 日 現 在 )

( 単 位 : 百 万 円 又 は 億 円 )

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金		預 渡 性 預 金	
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形		コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	
買 現 先 勘 定		売 現 先 勘 定	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 取 引 債 権		コ ー マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債	
商 品 有 価 証 券		借 借 用	
金 銭 の 信 託		外 国 為 替 債	
有 価 証 券 金 替 債		短 期 社 債	
貸 出 為 替 債		社 債	
外 国 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
そ の 他 不 動 産		そ の 他 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
支 払 承 諾 見 込 金		特 別 法 上 の 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	繰 延 税 金 負 債	
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
		連 結 調 整 勘 定 諸 計	
		支 払 債 権 の 部 合 計	
		( 少 数 株 主 持 分 )	
		少 数 株 主 持 分	
		( 資 本 の 部 )	
		資 本 金	
		新 株 式 払 込 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		株 式 替 換 算 調 整 勘 定	

		自 己 株 式 払 込 金 自 己 株 式 資 本 の 部 合 計	△
資 産 の 部 合 計		負 債 、 少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

(4) 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）

(5) 動産不動産の減価償却累計額

(6) 1株当たりの純資産額

(7) 資産が担保に供されているときは、その内容

2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。



中間連結損益計算書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経常収益	
資金運用収益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他の業務収益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
(うち預金利息)	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他の業務費用	
その他の経常費用	
経常利益	
(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純利益	
(又は税金等調整前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
少数株主利益	
(又は少数株主損失)	
中間純利益	
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でない認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

別紙様式第十五号の次に次の四様式を加える。